

諮問事項(要綱案)に対する意見(骨子)

これまでの審議の中で、私自身の意見を述べたところではありますが、諮問事項の全体についての意見の骨子を明らかにしておきます。

第1 諮問事項第一

(結論) 刑事事件の成果を民事事件に利用する趣旨は賛同するが、要綱(骨子)案には賛成できない。

(理由)

- 1 審理を分離するとはいえ、なお、刑事裁判自体における被告人の防御対象の拡大と負担の増加が懸念される。
- 2 刑事事件記録の民事裁判での利用の必要性があることは十分に理解できるが、刑事事件で事実を争い、当然に民事でも前提事実を争うときや、民事での因果関係や過失割合など損害額に争いがあるときを含めて、4回以内の審尋で終了する簡易な損害回復制度には疑問がある。
- 3 このような場合、裁判所の適切な判断による民事訴訟への移行がなされる運用に期待せざるを得ない。被告側にも裁判所に対する移行申立権が保障される案となっているが、移行の要件である「審理期日の困難性」については、被告側の申立にも配慮した柔軟な対応がなされるべきである。
- 4 仮執行宣言を任意的とはいえ付けることは、金銭請求の場合にはほとんど付されている現状を考えると、特に身体拘束を受けた被告の場合には審尋への現実の出席の機会など防御の機会が十分に保障されない中では、制度として疑問がある。

第2 諮問事項第二

(結論) 基本的には要綱(骨子)案に賛成するが、以下の点には懸念が残る

(理由)

- 1 現行法における目的に関する制限を緩和する以上、関係者の名誉やプライバシーにかかわる内容が多く含まれた刑事事件記録の閲覧や謄写の機会が増加することは必然であり、その余の規定を変更しないとすれば、ことに、謄写の場合には、複製物が流出し関係者の名誉やプライバシーが侵害される危険性が高くなることは否定できない。
そこで、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、裁判所が閲覧・謄写の範囲を限定することは、従前どおり可能であると解釈されるので、この点における裁

判所における適切な運用が期待される。また、現状以上に、謄写の目的限定や条件を積極的に活用されることが必要であるとする。

- 2 さらに、第二の二（対象者の拡大）に関しては、同種の犯罪被害者であるか否かの判断にあたって、多くの資料を裁判所が目にする事による被告人への悪影響が懸念される。検察官において上記判断ができる最小限のものに限定するなどの配慮と運用が必要である。

第3 諮問事項第三

（結論） 要綱（骨子）案の趣旨は理解し、一の1の範囲であれば賛成するが、一の3には反対、二も弁護人に法的義務を課する条項であるとするなら反対せざるを得ない。

（理由）

- 1 すでに起訴状朗読等における被害者等の名前の秘匿は実務の運用としてなされている。したがって、運用で十分にカバーできるのであって立法の必要性があるのか疑問なしとしない。しかし、立法により被害者等が一層安心できるというのであれば反対しない。懸念は裁判所の職権による一の3、そこまでの立法事実（立法の必要性）があるか疑問があるうえ、疎明資料等の提出をまたなければならないとすると、これによる被告人に対する悪影響を懸念せざるを得ない。
- 2 二も、すでに実務では同様の運用がなされている。これが法律に規定されることにより、検察官が弁護人に記録の開示をするにあたって、現在の運用以上に秘匿範囲の拡大が助長されるのではないかと懸念がある。

さらに、検察官から弁護人への要請に関しては、法的義務が生ずるとの解釈であれば、賛成できない。仮にこのような条項がおかれるにしても、弁護人に法的義務が生ずるものではなく、被告人の防御に必要であるかどうかの判断は弁護人に委ねられており、その個別の判断が尊重されるべきであることが確認されるべきである。

第4 諮問事項第四

（結論） 一定の犯罪被害者につき申出により被害者参加人としての地位を付与した上で一定の訴訟活動（在廷、証人尋問、被告人質問、最終意見陳述）をすることを認める要綱（骨子）案に反対する。

（理由）

- 1 被告人に対する無罪推定の原則、「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」（国際人権（自由権）規約＝B規約第14条2項）、「有罪が確定されていない被拘禁者は、無罪と推定され、かつ、それにふさわしく処遇されなければならない」（国連被拘禁者処遇最低基準規則第84条2項）の裏返しとして、「検察官が起訴状の公訴事実において被害者であると

掲げた者やその親族等は、有罪判決が出されるまでの間、刑事手続上は未だ犯罪被害者等との前提で訴訟を進めることはできない」といえるのではないか。被害者であるかどうかを決める手続に予め被害者という一定の地位で参加人という名称で訴訟関係人の一人に加えるのは背理ではないかと考える。

少なくとも、被害者参加人という新たな訴訟の当事者として参加することに疑問がある。現行の意見陳述制度は、被害者とされる者の意見の一回的な陳述（被害に関する心情その他被告事件に関する意見）でしかなく、証人尋問の変形と理解することもできないではない。しかし、被害者とされる者が、被害者参加人という地位を与えられ、常時法廷に在廷し一定の訴訟活動をする事になれば新たな訴訟当事者としての地位を与えられた者と見なさざるを得なくなる。

- 2 被害者参加人が後に証人となることを予定されている場合には、証人たる地位との問題が生ずる。被害者が証人となることをも前提とすると、当事者として尋問することは証人適格性から疑問がある。

- 3 被害者の在廷及び訴訟活動が予断を与えることにならないか。

被害者の在廷・一定の訴訟活動は裁判所の心証に影響を与え、証拠以外のものによる有罪認定となって、事実認定は証拠によるという証拠裁判主義に反しないか。特に裁判員へ与える影響は大きくないかと懸念する。

- 4 被告人の萎縮効果が著しく増大し、被告人の刑事手続における権利行使が困難となることが懸念される。

犯罪被害者等が在廷して検察官の横に座り、常時、被告人と相対して一定の訴訟活動をする事になれば、被告人に与える萎縮的效果は甚大である。これを、「事実上のものに過ぎない」として軽視することはできない。また、刑事手続における黙秘権は被告人の権利であるが、被告人が黙秘した場合に犯罪被害者等が被告人に誠意や反省がないなどと非難する趣旨の発問がなされるならば、被告人が黙秘権を行使することは極めて困難となり、事実上被告人の供述が強要されるおそれがある。

- 5 証人尋問や被告人質問をする事となると法廷が私的な復讐の場と化してしまう懸念がある。被害者に尋問（質問）権を認めれば、私的感情が支配する場となることは否めない。法廷が私的制裁の場になるのではないかと懸念する。

被害者による尋問や質問は、意見陳述制度の運用実態からして法廷に混乱を招く可能性が高い。現在運用されている被害者の意見陳述においても、被害者から被告人に対し、犯人性を争っている被告人に対しその被告人が犯人であると決め付けた上での叱責・非難が浴びせられたり、黙秘権等の被告人の権利を被告人が行使していること自体に対する非難、被告人の証拠意見についての批判等が感情的に浴びせられたりする。証人尋問・被告人質問は、犯罪被害者側の直接問いただし反論したいとの声に基づくが、そのような質問等は事実解明のためではなく、被告人等に対してその感情をぶつける機会を与え法廷を私的闘争の場にするに等しいものである。

そのような目的での訴訟行為を認めることは、刑事訴訟の目的を逸脱し、刑事訴訟の徒な混乱を招くものである。

- 6 尋問等は検察官と被害者との十分なコミュニケーションを前提として、検察官を通して質問することでそのほとんどは補えるはずである。これらは、制度的に検察官に対する意見の機会を保障することなどでカバーできるのであり、すでに、要綱（骨子）案にも一部そのことが取り入れられ、さらに、最高検察庁においても、全検察官にその趣旨を徹底するという現状では、なおさらである。

以上